

鬼怒川サケ資源有効利用調査規則

鬼怒川サケ資源有効利用調査実行委員会

1. 鮭釣獲調査（以下、調査という）参加者は調査開始および終了時に必ず受付場所に於いて手続きを行う。
※調査開始前に本人確認ができる身分証明書（運転免許証、健康保険証等）の提示、誓約書の提出をお願い致します。県の特別採捕許可証（委員会預り）と照合の上、調査参加が可能となります。また調査を終了後、調査報告書（釣獲報告カード）に必要事項を記入したうえ受付場所で係員に提出して頂きます。魚体数と報告書の確認を致します。
2. 調査の実施にあたっては、ゼッケンを必ず身につけ、巡回指導員が確認できる箇所に正しく着用する。
3. 調査区間は、鬼怒川 小山市延島新田地先：田川放水路鬼怒川合流点より下流700m区間とする。
4. 調査に使用する釣具は、餌、ルアー、フライの三種類、フックはシングルフックとし、竿は一人一本とする。
但し、予備竿（損傷時の予備、釣法を変えるとき予備）の持込みは認める。
※釣法の変更は可能（例ルアー竿からフライ竿に変える）
5. 1日に捕獲できる尾数は調査参加者1人につき鮭3尾までとする。釣った鮭のキャッチ・アンド・リリースは禁止する。
6. 煙草の吸殻やゴミ、釣具（テグス・フック等を含む一切の釣具）の放棄は絶対にしてはならない。必ず各自で持ち帰って処分する。
7. 調査にあたって参加者同士、互いにルールを守り、場所の先取り、独占や迷惑行為を禁ずる。河原での煮炊き、魚をさばく行為を禁止する。また、指定区域外での釣獲を禁止する。
8. 調査中は巡回指導員の指示に従い、円滑な調査に努めるとともに、安全に十分留意した上で従事すること。
※調査区域内は、水の流れの速さ、深さ等、変化が激しく危険です。十分に注意をして下さい。また、上流での降雨で増水の危険性がある場合は放送や、指導員の指示に従い速やかに退去して下さい。※基本陸からの釣りとなります。
※区域内に於ける全ての事故（水難・交通・転落等を含む）について鬼怒川サケ資源有効利用調査委員会では賠償責任は負いません。あくまでも、調査に参加されるご本人で管理して下さい。
※調査中は、指導員が巡回しております。釣り方等で不明な点は、お気軽に声をかけてご相談ください。
9. 調査規則の違反行為があった場合は、即時にその違反者の調査を中止させ承認を取消すと共に、違反者が採捕したサケを没収する。その際、施設利用料は返金しない。また、違反者の次年度以降の参加を拒否する。

以上

誓 約 書

私は、鬼怒川サケ資源有効利用調査の採捕従事者として、規則等を遵守し、本調査の目的を達成するため、この釣獲調査を行うことを誓います。

平成 年 月 日

住所

(フリガナ)

氏名

印

※ 切り取らずにご持参下さい。